

始めました自転車乗車用ヘルメット購入支援！

令和5（2023）年4月から自転車の乗車にはヘルメット着用が努力義務化されました。また、令和7（2025）年度から県内の公立高校では、自転車通学のヘルメット着用が義務化されます。

そこで、本村では交通安全対策の推進を目的として、自転車乗車用ヘルメット購入に対する補助金を創設しました。

Q だれでも申請できるの？

A 村民の方ならどなたでも申請できます。ただし、次の要件を満たす必要があります

- ①自転車用ヘルメットを使用する者（使用する者が未成年の場合は、その保護者）
- ②自転車損害賠償保険等に参加している者
- ③村の税金等を滞納していない者
- ④暴力団員でない者

Q どんなヘルメットが補助金の対象になるの？

A 新品未使用の自転車乗車用ヘルメットで、「SGマーク」「CEマーク」「JCFマーク」などが表示されているもので、安全規格の基準を満たしているものが補助金の対象になります。

Q 補助金はいくらなの？

A ヘルメット1個の購入に対して、2,000円を上限に補助します。

Q 申請には何が必要なの？

A 申請書と一緒に次の書類が必要です。

- ①購入した時の領収書の写し（ヘルメットの価格、型番、数量及び販売店名が記載されていること。）。
- ②SGマークなど安全規格等に適合していることがわかるもの（購入したヘルメットの現物を持参いただいても結構です。）。
- ③自転車損害賠償保険等に参加していることがわかるもの。

Q 何回も申請できるの？

A 1年度内（4月1日から翌年の3月31日まで）に1回です。ただし、令和6年度は令和7年1月23日以降に購入したヘルメットが補助金の対象となります。

Q どこに申請すればいいの？

A 相良村役場の総務課に申請してください。お尋ねご相談も総務課にお願いします。

【お問い合わせ先：相良村役場総務課行政係 0966-35-0211】